第69期
定時株主総会
招集ご通知

開催日時

平成28年３月30日（水曜日）　午前10時
（受付開始：午前９時15分）

開催場所

東京都調布市調布ヶ丘３丁目５番地１
株式会社共和電業　本社会議室
（後掲の会場ご案内図をご参照ください。）

CONTENTS

第69期定時株主総会招集ご通知 …… 1
(添付書類)
事業報告 …… 3
連結計算書類等 …… 18
計算書類等 …… 33
監査報告書 …… 45
株主総会参考書類 …… 48
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）７名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件
第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件
第８号議案　退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

株式会社共和電業
証券コード　6853

招集ご通知

証券コード　6853
平成28年３月15日

株　主　各　位

東京都調布市調布ヶ丘３丁目５番地１
株式会社 共和電業
代表取締役社長　舘　野　　稔

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご支援を賜わり厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年３月29日（火曜日）までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．開催の日時　平成28年３月30日（水曜日）午前10時
２．開催の場所　東京都調布市調布ヶ丘３丁目５番地１
株式会社共和電業　本社会議室
３．会議の目的事項
報告事項　(1) 第69期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第69期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）７名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件
第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件
第８号議案　退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以　上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kyowa-ei.com）に掲載させていただきます。

（添付書類）事 業 報 告（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過および成果

①　事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善も見られたことから、景気は緩やかな回復基調が続きました。しかし、中国や新興国における経済成長の減速、原油価格の下落やテロ等の政治的な緊張の高まりから生じる地政学リスクによる影響、また、国内では個人消費の回復が低迷する等、景気の先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

計測機器業界におきましては、一部の大手企業を中心に設備投資の増加等があり、需要の回復が見られる状況となりましたが、個人消費低迷や海外の経済成長減速による企業の生産活動の低下にともない、新規設備投資計画は依然として慎重であり、全体としては本格的な需要回復に至っていない状況となっております。

このような事業環境のなか、当社グループは、第４次中期経営計画の最終年度として、新たな事業領域の開拓とグローバルビジネスの拡充をはかる各種施策に取り組んでまいりました。

海外市場におきましては、欧米・中国・ASEANにおいて、各地域ごとの事業戦略に基づいた営業活動を展開し、海外売上高の拡大に取り組みました。国内市場におきましても、自動車関連等の既存顧客分野、鉄道・道路などの構造物の維持管理分野および新エネルギー分野を中心に積極的に営業展開いたしました。しかしながらインフラ分野等における大型案件や企業の設備投資予算の執行遅れ等から、当連結会計年度における受注高は15,288百万円と前連結会計年度に比べ2.3％の減少となりました。売上高につきましては、汎用品の拡販を進めたことにより15,686百万円と前連結会計年度に比べ1.4％の増収となりました。

利益面につきましては、原価率が横ばいであったものの、売上高の増加と販売費及び一般管理費の抑制により、営業利益は1,911百万円と前連結会計年度に比べ3.6％の増益となりました。また、経常利益は1,932百万円と前連結会計年度に比べ1.3％、当期純利益は1,275百万円と前連結会計年度に比べ4.3％とそれぞれ増益となりました。

売上高（百万円）

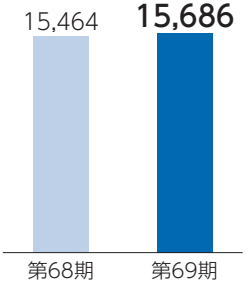

営業利益（百万円）

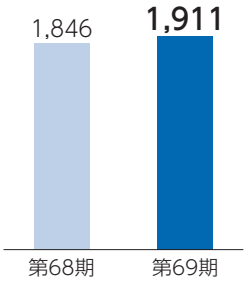

経常利益（百万円）

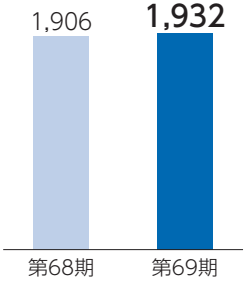

当期純利益（百万円）

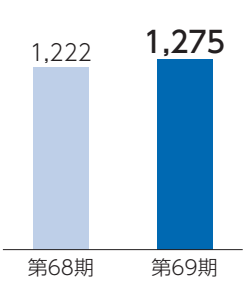

セグメント別の状況は、次のとおりであります。

計測機器セグメント

計測機器セグメントにおけるセンサ関連機器につきましては、ひずみゲージおよびひずみゲージを利用した荷重・加速度センサが、自動車安全分野を中心に民間需要で堅調に推移し、売上高は5,056百万円と前連結会計年度に比べ5.4%の増収となりました。

測定器関連機器につきましては、民間需要全般において堅調に推移し、売上高は2,501百万円と前連結会計年度に比べ6.9%の増収となりました。

特注品関連機器(特定顧客向仕様製品)につきましては、加速度計等のセンサの需要が堅調に推移したものの、高速道路向けETC対応型車両重量計測システム等の大型案件が減少し、売上高は2,409百万円と前連結会計年度に比べ11.8%の減収となりました。

システム製品関連機器につきましては、自動車安全分野における衝突試験装置や関連機器、一般産業向けの計測システム製品が堅調に推移したものの、ダムの安全性を観測する堤体観測装置等の更新需要が減少し、売上高は2,389百万円と、前連結会計年度に比べ0.4%の減収となりました。

保守・修理部門につきましては、保守･点検業務および機器修理が堅調に推移し、売上高は918百万円と、前連結会計年度に比べ5.5%の増収となりました。

以上その他を含め、計測機器セグメントにつきましては、売上高は14,294百万円となり、前連結会計年度に比べ0.9%の増収となりました。また、セグメント利益（売上総利益）は5,754百万円と、前連結会計年度に比べ0.7%の増益となりました。

コンサルティングセグメント

コンサルティングセグメントにつきましては、ダムの安全性を計測するセンサ設置等のダム関連分野、構造物の各種計測業務や都市開発等にともなうインフラ関連計測工事等が堅調に推移し、売上高は1,392百万円と、前連結会計年度に比べ7.4%の増収となりました。また、セグメント利益（売上総利益）は503百万円と、前連結会計年度に比べ1.0%の増益となりました。

海外売上高につきましては、北米地域において自動車関連分野の需要が減少したものの、東・東南アジア地域での需要が堅調に推移し、売上高は2,154百万円と前連結会計年度に比べ5.4%の増収となりました。

企業集団のセグメント別売上高

セグメントの名称＼期別	前連結会計年度 自 平成26年１月１日 至 平成26年12月31日		当連結会計年度 自 平成27年１月１日 至 平成27年12月31日		前年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	増減額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
計測機器	14,168,778	91.6	14,294,114	91.1	125,336	0.9
コンサルティング	1,295,913	8.4	1,392,277	8.9	96,363	7.4
合計	15,464,692	100.0	15,686,391	100.0	221,699	1.4

（注） 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、1,422百万円であり、山形工場の増設および生産合理化を目的とした機械装置等であります。

③ 資金調達の状況

特記事項はございません。

④ 対処すべき課題

計測機器業界においては、国内市場の成熟化により縮小均衡傾向が続くものと考えられます。このような厳しい事業環境下にあって持続的な収益を確保していくため、以下の取り組みを推進いたします。

販売面においては、海外需要を取り込むべく、地域ごとのニーズを見極め、それぞれの市場特性に応じた販売戦略のもと、海外販売網の拡充など体制強化に努めてまいります。また、それを推進するグローバル人材の育成に取り組みます。一方、国内においては、市場カバレッジの拡大を目的とする販売チャネルの再構築や、潜在顧客の掘り起こし、ターゲット市場における顧客への密着型営業のさらなる推進などに取り組んでまいります。

生産面においては、リードタイムの短縮や、グループ全体を通してのコスト・品質の向上を通じて生産供給体制の強化に取り組んでまいります。

研究開発面においては、コア技術のさらなる高度化や、それを進める上での産学官との連携の推進、地域ごとのニーズに特化した海外戦略製品の開発などに取り組んでまいります。

株主のみなさまにおかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況の推移

区　　分	第 66 期 平成24年度	第 67 期 平成25年度	第 68 期 平成26年度	第 69 期 平成27年度 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	13,354	14,215	15,464	15,686
経常利益 (百万円)	1,088	1,500	1,906	1,932
当期純利益 (百万円)	601	935	1,222	1,275
1株当たり当期純利益 (円)	24.13	36.85	44.14	45.95
総資産 (百万円)	17,603	19,496	21,211	21,803
純資産 (百万円)	9,092	10,916	12,261	13,458

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	当社の議決権比率			主要な事業内容
		直接	間接	合計	
	百万円	%	%	%	
株式会社 山形共和電業	100	100	—	100	電気機器、測定器の製造販売
株式会社 甲府共和電業	20	100	—	100	電気機器、測定器の製造販売

② 企業結合の経過
該当事項はありません。

③ 企業結合の成果
該当事項はありません。

(4) 主要な事業内容

電気機器、測定器等の製造販売ならびに輸出入、諸計測のコンサルタント業務

(5) 主要な営業所および工場

① 当　社

本社・工場	東京都調布市調布ヶ丘３丁目５番地１
山形工場	山形県東根市大字東根甲7057番地24
営業所	東京(千代田区)、大阪、名古屋、福岡、広島 札幌、筑波(つくば市)、日立(ひたちなか市)、明石 厚木、北関東(熊谷市)、豊田、宇都宮、京都 東北(仙台市)

② 子会社

㈱山形共和電業	山形県東根市
㈱共和計測	東京都調布市
㈱ニューテック	兵庫県加古郡播磨町
㈱甲府共和電業	山梨県中巨摩郡昭和町
㈱共和ハイテック	東京都調布市
㈱共和サービスセンター	東京都調布市
共和電業（上海）貿易有限公司	中国(上海市)
KYOWA AMERICAS INC.	アメリカ(ミシガン州ノバイ市)
KYOWA DENGYO THAILAND CO., LTD.	タイ(バンコク)
KYOWA DENGYO MALAYSIA SDN.BHD.	マレーシア(クアラルンプール)

(6) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業部門の名称	従業員数（名）
計測機器	504
コンサルティング	52
全社（共通）	242
合計	798

（注）1. 従業員数には役員および嘱託、臨時従業員を除いております。
2. 全社（共通）には、管理部門および営業部門を含めております。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
	名	名	歳	年
男性	399	10	40.9	16.6
女性	74	—	38.7	14.9
合計または平均	473	10	40.5	16.3

（注） 従業員数には役員および嘱託、臨時従業員を除いております。

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	1,382
株式会社三菱東京UFJ銀行	564
明治安田生命保険相互会社	56
第一生命保険株式会社	50
株式会社山形銀行	400
株式会社山梨中央銀行	300
みずほ信託銀行株式会社	150
株式会社りそな銀行	150

2．会社の状況に関する事項

（1）株式の状況

① 発行可能株式総数　99,570,000株

② 発行済株式総数　28,058,800株
（自己株式47,619株を含む）

③ 株主数　4,877名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
共和電業従業員持株会	1,858	6.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,567	5.59
共和協栄会	1,158	4.13
株式会社みずほ銀行	1,029	3.67
株式会社ニッカトー	814	2.90
株式会社チノー	711	2.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	687	2.45
富国生命保険相互会社	650	2.32
株式会社三菱東京UFJ銀行	550	1.96
西華産業株式会社	450	1.60

（注）1．持株比率は、自己株式(47千株)を控除して計算しております。
2．上記のほか、当社は、平成27年５月26日開催の取締役会の決議により、従業員の福利厚生の増進および当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、「株式給付信託(従業員持株会処分型)」を導入し、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が402千株所有しております。

⑤　その他株式に関する事項

当社は、平成27年５月26日開催の取締役会の決議により、従業員の福利厚生の増進および当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、「株式給付信託(従業員持株会処分型)」(以下、「本信託」といいます。)を導入しております。

本信託は、「共和電業従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象に、当社の自己株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランであります。

約３年間にわたり持株会が取得する見込みの当社の自社株式を、本信託の受託者である信託銀行が予め一括して取得し、持株会の株式取得に際して当社株式を売却していきます。本信託終了時までに、信託銀行が持株会への売却を通じて本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、それを残余財産として受益者適格要件を充足する持株会会員に分配します。また当社は、信託銀行が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、本信託終了時において、当社株価の下落により当該株式売却損相当の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

なお、当連結会計年度末日(平成27年12月31日)における自己株式数は、以下のとおりであります。

自己株式数	450,519株
うち本信託による所有株式数	402,900株

(2) 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役に関する事項

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	星 淑夫		
代表取締役社長	舘野 稔		
常務取締役	田中義一	経営管理本部長	
取締役	斎藤美雄	海外統括本部長 兼海外営業部長	KYOWA DENGYO THAILAND CO.,LTD. 取締役社長 KYOWA DENGYO MALAYSIA SDN.BHD. 取締役社長
取締役	庄野誠一	東日本営業本部長	
取締役	石塚正治	経営企画本部長 兼企画・法務部長	
取締役	井澤博道	マーケティング本部長	
取締役	生沼伸夫	技術本部長	
取締役	石井泰彦		
常勤監査役	五十嵐卓哉		
監査役	山下晴久		
監査役	木村眞一		弁護士
監査役	山口信也		

(注) 1.当期中の取締役の異動

上記取締役は、いずれも平成27年３月27日開催の第68期定時株主総会において選任され就任いたしました。また、取締役生沼伸夫および石井泰彦の両氏は、同総会において新たに選任され就任いたしました。なお、取締役猪又信彦、山口幸夫、鈴木芳博および三浦武の４氏は、同総会終結の時をもって任期満了となり退任いたしました。

2.取締役石井泰彦氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

3.監査役木村眞一および山口信也の両氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

4.監査役山口信也氏は、金融機関における勤務経験を活かし、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

5.当社は、取締役石井泰彦氏および監査役木村眞一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	支　給　人　員	報酬等の額
取　締　役 (うち社外取締役)	13名 (1名)	174,346千円 (4,500千円)
監　査　役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	41,737千円 (16,149千円)
合　　計 (うち社外役員)	17名 (3名)	216,083千円 (20,649千円)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年３月29日開催の第60期定時株主総会において、年額200,000千円（基本報酬および賞与の総額。ただし、使用人分給与および役員退職慰労引当金の当事業年度増額分は含まない。）とすることが決議されております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年３月29日開催の第60期定時株主総会において、年額65,000千円(基本報酬および賞与の総額。ただし、役員退職慰労引当金の当事業年度増額分は含まない。)とすることが決議されております。
4. 報酬等の額には、期間費用として引当金計上した役員賞与30,000千円(取締役分27,500千円、監査役分1,540千円、社外監査役分960千円)が含まれております。
5. 報酬等の額には、役員退職慰労引当金の当事業年度増加額23,101千円(取締役分20,254千円、監査役分1,787千円、社外監査役分1,059千円)および当事業年度中に退職した役員に支払うことが確定した退職慰労金と当該役員に対する過年度の役員退職慰労引当金との差額7,005千円(取締役4名分)が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

区　　分	取　締　役	監　査　役	監　査　役
氏　　名	石井　泰彦	木村　眞一	山口　信也
当事業年度における主な活動状況	当期開催の取締役会全14回のうち10回出席し、他社の役員等として培った経験・見識に基づき、経営上有用な指摘、発言を適宜行っております。	当期開催の取締役会全14回のうち13回および監査役会全14回のうち13回出席し、弁護士としての専門的な知識と幅広い経験に基づいて、取締役会の意思決定に際して考えうる法的状況を想定し、その妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。	当期開催の取締役会全14回のうち14回および監査役会全14回のうち 14回出席し、海外勤務を含む金融機関での豊富な知識と幅広い経験を活かし、当社の内部統制やコンプライアンスおよびリスク管理、財務管理、海外戦略などに関して広く妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(注) 取締役石井泰彦氏は、平成27年3月27日開催の第68期定時株主総会終結後に新たに就任しております。なお、就任後に開催された取締役会は、10回であります。

(5) 会計監査人に関する事項

① 名称　　新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当社が支払うべき公認会計士法第２条第１項の業務（監査証明業務）についての報酬等の額	37,000千円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,000千円

（注）１．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法および監査内容などを確認、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第１項の同意を行っております。
２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、これらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

また、上記のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合または、会計監査人の変更が妥当であると判断された場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

④ 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

1）処分の対象者

新日本有限責任監査法人

2）処分の内容

契約の新規締結に関する業務の停止　３月

（平成28年１月１日から同年３月31日まで）

(6) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社および当社の子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

Ⅰ 当社は、社是、信条、企業理念ならびに経営の基本方針を示す「当社の企業倫理と行動基準」を制定し、当社グループの全役職員に法令と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを周知徹底する。

Ⅱ 当社は、コンプライアンスを体系的に規定するコンプライアンス基本規定を定める。

Ⅲ 代表取締役社長は、コンプライアンス・リスク管理全体の統括責任者を任命し、コンプライアンス・リスク管理体制の構築、維持・整備にあたる。

Ⅳ 当社は、コンプライアンス全体を統括する組織としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンスに係わる実行計画を策定する。また、その下部組織に当社各部門の代表者および子会社の代表者で構成されるコンプライアンス担当者会議を設置し、実行計画に基づくコンプライアンス教育の実施、コンプライアンス違反の有無の確認、他社事例の研究等、問題点の把握と改善に取り組む。コンプライアンス統括部署は内部監査室とする。

Ⅴ 統括責任者は、定期的に当社グループのコンプライアンス体制整備についてレビューし、その結果を常務会、取締役会に報告する。

Ⅵ 当社グループは、役職員が企業倫理・行動基準に違反する行為やその疑いのある行為を発見した場合に直接通報・相談することができるホットラインを設置する。会社は通報内容を秘守し、通報者に対し不利益な扱いは行わない。

② 取締役の職務執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

Ⅰ 取締役は、職務の執行に係わる以下の重要な文書および重要な情報を、社内規定に基づき担当職務に従い適切に保存し管理する。

・株主総会議事録と関連資料
・取締役会議事録と関連資料
・取締役が主催するその他の重要な会議の記録および関連資料
・稟議書等、取締役を決定者とする決定書類および付属書類
・その他取締役の職務執行に関する重要な文書

Ⅱ 取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

Ⅲ 上記に定める文書の保管期限は、法令に別段の定めのない限り、文書取扱規定の定めるところによる。

③　当社グループの損失の危険に関する規定その他の体制

Ⅰ　当社は、リスク管理を体系的に規定するリスク管理基本規定を定める。

Ⅱ　代表取締役社長は、コンプライアンス・リスク管理全体の統括責任者を任命し、リスク管理体制の構築、維持・整備にあたる。

Ⅲ　当社は、リスク管理全体を統括する組織としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、リスク管理に係わる実行計画を策定する。またその下部組織に当社各部門の代表者および子会社の代表者で構成されるリスク管理担当者会議を設置し、実行計画に基づき、リスクの洗い出し、リスクの評価、重点管理リスクの軽減等に取り組む。

Ⅳ　統括責任者は、コンプライアンス・リスク管理委員会を定期的に開催し、当社グループのリスク管理の体制整備についてレビューを行い、その結果を常務会、取締役会に報告する。

Ⅴ　不測の事態が発生した場合は、経営危機管理規定に従い、代表取締役社長の指揮下に緊急対策本部を設置し、迅速・適切な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

④　当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

Ⅰ　当社は、取締役会を原則毎月開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

Ⅱ　当社は、取締役会の機能を強化し経営効率を向上させるため、常務会を原則毎週開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項について報告するとともに機動的に意思決定を行う。

Ⅲ　業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ、当社で中期経営計画および年度事業計画を作成し、当社グループの目標を設定する。また、当社の子会社管理部門より各子会社へ当該計画を周知徹底し、各子会社は当該計画に基づいて事業計画等を作成する。

Ⅳ　各部門担当取締役は、方針管理規定に基づき事業年度の目標達成に向け具体的な実行計画を作成し、実行を推進する。

⑤　当社および当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

Ⅰ　当社が定める「当社の企業倫理と行動基準」は、当社グループ各社共通の業務運営方針を定めたものであり、これを基本にして当社グループ各社が諸規定を定めるものとする。

Ⅱ　当社は、子会社に役員を配置し、子会社が当社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認する体制をとる。

Ⅲ　当社は、子会社の経営についてはその自主性を尊重する。一方、子会社は、当社に事業内容、財務内容を定期に報告し、業務上重要事項が発生した場合は都度報告し、重要案件については事前協議を行うこととする。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、必要な知見を持った同使用人を置くこととする。

⑦　前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

Ⅰ　前項にいう監査役の職務を補助するためにする事務について、監査役は、指示により事務内容について使用人に守秘義務を課すことができる。

Ⅱ　監査役が指定する補助すべき期間中は、任命された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役からの独立性を確保する。

⑧　当社グループの取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制および監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

Ⅰ　当社グループの取締役、監査役および使用人は、以下に定める事項について、発見次第速やかに当社の監査役に対して報告を行う。

・会社の業績に大きな影響を与えるもの
・会社の信用を大きく低下させるもの
・法令、定款、「当社の企業倫理と行動基準」への違反で重大なもの
・その他上記に準ずる事項

Ⅱ　前項の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由とした不利益な処遇は、一切行わない。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制および監査役の職務の執行について生じる費用等の処理に関する体制

Ⅰ　監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会および常務会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人に説明を求めることとする。

Ⅱ　監査役は「監査役会規則」および「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査室および会計監査人と連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。

Ⅲ　監査役の職務の執行について生じる費用については、所定の手続きに従って当社が支払うものとする。

⑩　財務報告の信頼性を確保するための体制

Ⅰ　当社グループの財務報告の作成にあたっては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準および財務報告を規制する法令に準拠した経理規定を定める。

Ⅱ　代表取締役社長は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備状況および運用状況について自ら評価し、内部統制報告書として結果報告を行うとともに、不備事項については適時に改善を実施する。

⑪　反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、コンプライアンスへの重要な取り組みとして、暴力団等の反社会的勢力との関係遮断には毅然とした態度で臨む。またその旨を「当社の企業倫理と行動基準」の中に定め、当社グループの役員・従業員全員への周知を徹底するとともに、顧客や取引先との契約に際しては、反社会的勢力排除に関する条項を取引基本契約書等の中に規定してその排除に努める。さらに当社は、警察等関連機関を通じて不当要求等への適切な対応方法や関連情報の収集を行い、事案の発生時には、同機関や顧問弁護士と緊密に連携して、速やかに対処できる体制を構築する。

(7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社業務の適正を確保するための体制についての運用状況は以下のとおりであります。

①　内部統制システム全般

当社グループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

②　コンプライアンス

当社は、当社グループ各社の役職員に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、当社はホットライン運営要領により相談・通報体制をもうけており、当社グループ各社もこの相談・通報体制を利用することでコンプライアンスの実効性向上につとめております。

③　リスク管理

当社は、リスク管理プログラムに基づき、リスク管理委員会およびリスク管理担当者会議を定期的に開催し、当社グループにおける重点管理リスクへの対応状況のモニタリング等、リスク管理体制の運用状況の確認を行っております。

④　内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社グループ各社の内部監査を実施しております。

(注)　本事業報告中の記載金額および株式数については単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類等

連結貸借対照表 (平成27年12月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	**14,815,004**	**流動負債**	**4,991,307**
現金及び預金	5,317,935	支払手形及び買掛金	1,638,832
受取手形及び売掛金	5,247,909	短期借入金	1,450,000
有価証券	400,000	1年内返済予定の長期借入金	21,600
商品及び製品	1,028,264	未払法人税等	89,948
仕掛品	1,067,493	賞与引当金	182,117
未成工事支出金	49,054	役員賞与引当金	37,200
原材料及び貯蔵品	1,403,759	設備関係支払手形	51,473
繰延税金資産	189,257	その他	1,520,135
その他	113,893	**固定負債**	**3,353,962**
貸倒引当金	△2,564	長期借入金	1,582,277
固定資産	**6,988,725**	退職給付に係る負債	1,580,034
有形固定資産	**5,027,882**	役員退職慰労引当金	111,763
建物及び構築物	3,010,845	資産除去債務	12,398
機械装置及び運搬具	699,955	その他	67,488
工具、器具及び備品	216,124	**負債合計**	**8,345,269**
土地	876,080	(純資産の部)	
建設仮勘定	163,247	**株主資本**	**12,741,853**
その他	61,629	**資本金**	**1,723,992**
無形固定資産	**151,549**	**資本剰余金**	**1,854,080**
その他	151,549	**利益剰余金**	**9,388,286**
投資その他の資産	**1,809,293**	**自己株式**	**△224,505**
投資有価証券	1,332,769	**その他の包括利益累計額**	**655,163**
従業員に対する長期貸付金	19,076	**その他有価証券評価差額金**	**347,410**
繰延税金資産	326,014	**為替換算調整勘定**	**98,889**
その他	139,951	**退職給付に係る調整累計額**	**208,863**
貸倒引当金	△8,518	**少数株主持分**	**61,442**
		純資産合計	**13,458,459**
資産合計	**21,803,729**	**負債・純資産合計**	**21,803,729**

連結損益計算書（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）

科目	金額	
	千円	千円
売上高		**15,686,391**
売上原価		**9,428,803**
売上総利益		**6,257,588**
販売費及び一般管理費		**4,345,635**
営業利益		**1,911,952**
営業外収益		
受取利息及び配当金	49,125	
その他の収益	32,610	81,736
営業外費用		
支払利息	26,575	
その他の費用	35,103	61,679
経常利益		**1,932,009**
特別損失		
ゴルフ会員権評価損	700	700
税金等調整前当期純利益		**1,931,309**
法人税、住民税及び事業税	440,831	
法人税等調整額	188,020	628,851
少数株主損益調整前当期純利益		**1,302,458**
少数株主利益		**27,435**
当期純利益		**1,275,023**

連結株主資本等変動計算書（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年１月１日残高(千円)	1,723,992	1,809,980	8,157,557	△71,417	11,620,112
会計方針の変更による累積的影響額			200,925		200,925
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,723,992	1,809,980	8,358,483	△71,417	11,821,037
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△277,887		△277,887
当期純利益			1,275,023		1,275,023
自己株式の取得				△249,734	△249,734
自己株式の処分		44,100		96,646	140,746
連結範囲の変動			32,668		32,668
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	44,100	1,029,803	△153,088	920,815
平成27年12月31日残高(千円)	1,723,992	1,854,080	9,388,286	△224,505	12,741,853

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成27年１月１日残高(千円)	291,595	122,773	226,693	641,063	―	12,261,176
会計方針の変更による累積的影響額						200,925
会計方針の変更を反映した当期首残高	291,595	122,773	226,693	641,063	―	12,462,101
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△277,887
当期純利益						1,275,023
自己株式の取得						△249,734
自己株式の処分						140,746
連結範囲の変動						32,668
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	55,814	△23,884	△17,830	14,099	61,442	75,542
連結会計年度中の変動額合計	55,814	△23,884	△17,830	14,099	61,442	996,358
平成27年12月31日残高(千円)	347,410	98,889	208,863	655,163	61,442	13,458,459

連結注記表

1．継続企業の前提に関する注記
該当事項はありません。

2．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　　９社

連結子会社の名称　㈱山形共和電業、㈱共和計測、㈱ニューテック
㈱甲府共和電業、㈱共和ハイテック
㈱共和サービスセンター
共和電業(上海)貿易有限公司
KYOWA　AMERICAS　INC.
KYOWA DENGYO THAILAND CO., LTD.

なお、KYOWA DENGYO THAILAND CO., LTD.は、重要性が増したため当連結会計年度より連結子会社としております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

非連結子会社の名称　KYOWA DENGYO MALAYSIA SDN. BHD.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社および関連会社はありません。

非連結子会社であるKYOWA DENGYO MALAYSIA SDN.BHD.は小規模会社であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法を適用しておりません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社９社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

有価証券

子会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法
たな卸資産	主として移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

② 重要な固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)	定率法 ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法を採用しております。 なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
無形固定資産 (リース資産を除く)	定額法 ただし、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が平成20年12月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

③　重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

　　従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額により計上しております。

役員賞与引当金

　　役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金

　　役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

④　その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

　退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

　過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

　数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

　未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

完成工事高および完成工事原価の計上基準

　当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

重要なヘッジ会計の方法

1)　ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため特例処理を採用しております。

2)　ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

3)　ヘッジ方針

金利変動による借入債務の金利負担増大の可能性を減殺するために行っております。

4)　ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性評価については明らかに高い有効性が認められるため評価を省略しております。

消費税等の会計処理

　消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

3．会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の算定方法を変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が310,108千円減少し、利益剰余金が200,925千円増加しております。また、当連結会計年度の損益に与える影響額は軽微であります。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年３月26日）を当連結会計年度より適用しております。

この結果、連結計算書類への影響はありません。

4．追加情報

(株式給付信託に関する会計処理について)

当社は、従業員の福利厚生の増進および当社の企業価値向上にかかるインセンティブの付与を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引をおこなっております。

1 取引の概要

当社は、平成27年６月、「株式給付信託（従業員持株会処分型)」(以下「本制度」といいます。）を導入いたしました。

本制度の実施にともない、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社(以下「受託者」といいます。)を受託者とする「株式給付信託(従業員持株会処分型)契約書」(以下かかる契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)を締結いたしました。また、受託者は、資産管理サービス信託銀行株式会社(以下「信託Ｅ口」といいます。)を再信託受託者として当社株式などの本信託財産を再信託する契約を締結しております。

信託Ｅ口は、信託設定後３年間にわたり「共和電業従業員持株会」(以下「持株会」といいます。）が取得する見込みの当社株式を取得し、定期的に持株会に対して売却をおこなっております。信託終了時までに、信託Ｅ口による持株会への当社株式の売却を通じて本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、それを残余財産として受益者適格要件を充足する持株会加入者に分配いたします。また、当社は、信託Ｅ口が当社株式を取得するために受託者がおこなう借入に対し保証をしているため、信託終了時において、当社株式の株価の下落により株式売却損相当の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当該残債を弁済することとなります。

2 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、当連結会計年度210,322千円、402,900株であります。

3 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度232,277千円

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第９号)および「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第２号)が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成28年１月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成29年１月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は34,951千円減少し、法人税等調整額が59,006千円、その他有価証券評価差額金が16,944千円、退職給付に係る調整累計額が7,109千円それぞれ増加しております。

5．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　6,193,219千円

6．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	株式の種類	当連結会計年度期首株式数(千株)	増加株式数(千株)	減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式	普通株式	28,058	—	—	28,058
自己株式	普通株式	270	478	297	450

(注) 1．自己株式の増加は、従業員持株会信託口の当社株式の購入によるものであります。
2．自己株式の減少は、従業員持株会信託口からの売却によるものであります。

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決　議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たりの配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年3月27日定時株主総会	普通株式	280,111	10	平成26年12月31日	平成27年3月30日

(注)配当金の総額には、従業員持株会信託口に対する配当金2,224千円を含めております。

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成28年3月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

決　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たりの配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年3月30日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	280,111	10	平成27年12月31日	平成28年3月31日

(注)配当金の総額には、従業員持株会信託口に対する配当金4,029千円を含めております。

7．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。また、デリバティブは、後述するリスクを回避するために使用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容およびリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

有価証券は、短期運用目的の譲渡性預金であり、安全かつ流動性の高いものであります。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが４ヶ月以内の支払期日であります。

借入金の使途は運転資金および設備等投資資金であり、返済期日は最長で約６年であります。借入金の一部は金利の変動リスクにさらされております。

③ 金融商品に係る管理体制

1)信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権の信用リスクに対して、社内規定に基づき、外部信用調査機関の信用情報を基に与信枠を設定し与信管理を行っております。

2)市場リスク(市場価格や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券につきましては、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握しております。一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

3)資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

営業債務や借入金の流動性リスクに対して、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合は合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	5,317,935	5,317,935	—
(2)受取手形及び売掛金	5,247,909	5,247,909	—
(3)有価証券	400,000	400,000	—
(4)投資有価証券	1,295,516	1,295,516	—
資産計	12,261,361	12,261,361	—
(1)支払手形及び買掛金	1,638,832	1,638,832	—
(2)短期借入金	1,450,000	1,450,000	—
(3)長期借入金(※)	1,603,877	1,616,024	△12,147
負債計	4,692,710	4,704,857	△12,147
デリバティブ取引	—	—	—

(※) 1年内返済予定の長期借入金およびデリバティブ取引を含めております。

(注) 1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、(3)有価証券

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負　債

(1)支払手形及び買掛金、(2)短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期借入金

時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引
　金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 2．非上場株式(連結貸借対照表計上額2,200千円)および非連結子会社株式(連結貸借対照表計上額35,053千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

8．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	485円25銭
(2) 1株当たり当期純利益	45円95銭

9．重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (平成27年12月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	**12,553,885**	**流動負債**	**5,150,887**
現金及び預金	3,617,789	支払手形	1,142,853
受取手形	1,566,842	買掛金	867,243
売掛金	3,691,311	短期借入金	1,450,000
有価証券	400,000	1年内返済予定の長期借入金	21,600
商品及び製品	1,014,521	未払金	139,252
仕掛品	484,021	未払費用	656,839
未成工事支出金	29,750	未払法人税等	2,002
原材料及び貯蔵品	1,360,014	未払消費税等	195,791
前渡金	19,120	前受金	205,694
前払費用	30,467	預り金	228,030
繰延税金資産	117,177	賞与引当金	123,547
未収入金	199,577	役員賞与引当金	30,000
その他	26,046	設備関係支払手形	51,473
貸倒引当金	△2,754	その他	36,558
固定資産	**6,773,686**	**固定負債**	**3,250,350**
有形固定資産	**4,590,577**	長期借入金	1,582,277
建物	2,768,931	退職給付引当金	1,493,354
構築物	61,458	役員退職慰労引当金	94,831
機械及び装置	691,238	資産除去債務	12,398
工具、器具及び備品	175,267	その他	67,488
土地	684,112	**負債合計**	**8,401,237**
建設仮勘定	147,940	(純資産の部)	
その他	61,629	**株主資本**	**10,578,923**
無形固定資産	**139,498**	**資本金**	**1,723,992**
電話加入権	3,446	**資本剰余金**	**1,854,080**
ソフトウエア	110,860	資本準備金	1,759,161
その他	25,191	その他資本剰余金	94,919
投資その他の資産	**2,043,609**	**利益剰余金**	**7,225,356**
投資有価証券	1,297,716	利益準備金	327,360
関係会社株式	274,648	その他利益剰余金	6,897,996
出資金	10	買換資産圧縮積立金	56,956
関係会社出資金	50,000	別途積立金	5,142,000
従業員に対する長期貸付金	16,696	繰越利益剰余金	1,699,039
差入保証金	99,378	**自己株式**	**△224,505**
破産更生債権等	7,209	**評価・換算差額等**	**347,410**
繰延税金資産	304,269	**その他有価証券評価差額金**	**347,410**
その他	2,200		
貸倒引当金	△8,518	**純資産合計**	**10,926,333**
資産合計	**19,327,571**	**負債・純資産合計**	**19,327,571**

損　益　計　算　書（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）

科　　目	金　　額	
	千円	千円
売上高		**15,203,659**
売上原価		**10,227,349**
売上総利益		**4,976,309**
販売費及び一般管理費		**3,850,281**
営業利益		**1,126,028**
営業外収益		
受取利息及び配当金	408,417	
その他	148,525	556,942
営業外費用		
支払利息	26,528	
その他	90,681	117,209
経常利益		**1,565,760**
特別損失		
ゴルフ会員権評価損	700	700
税引前当期純利益		**1,565,060**
法人税、住民税及び事業税	217,276	
法人税等調整額	214,134	431,411
当期純利益		**1,133,649**

株主資本等変動計算書（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成27年１月１日残高(千円)	1,723,992	1,759,161	50,818	1,809,980
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,723,992	1,759,161	50,818	1,809,980
事業年度中の変動額				
買換資産圧縮積立金の積立				
買換資産圧縮積立金の取崩				
別途積立金の積立				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			44,100	44,100
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	―	―	44,100	44,100
平成27年12月31日残高(千円)	1,723,992	1,759,161	94,919	1,854,080

	株主資本				
	利益剰余金				
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
		買換資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
平成27年1月1日残高(千円)	327,360	57,193	4,542,000	1,273,491	6,200,044
会計方針の変更による累積的影響額				169,550	169,550
会計方針の変更を反映した当期首残高	327,360	57,193	4,542,000	1,443,041	6,369,594
事業年度中の変動額					
買換資産圧縮積立金の積立		2,747		△2,747	—
買換資産圧縮積立金の取崩		△2,983		2,983	—
別途積立金の積立			600,000	△600,000	—
剰余金の配当				△277,887	△277,887
当期純利益				1,133,649	1,133,649
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	—	△236	600,000	255,997	855,761
平成27年12月31日残高(千円)	327,360	56,956	5,142,000	1,699,039	7,225,356

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成27年1月1日残高(千円)	△71,417	9,662,599	291,595	291,595	9,954,195
会計方針の変更による累積的影響額		169,550			169,550
会計方針の変更を反映した当期首残高	△71,417	9,832,149	291,595	291,595	10,123,745
事業年度中の変動額					
買換資産圧縮積立金の積立		—			—
買換資産圧縮積立金の取崩		—			—
別途積立金の積立		—			—
剰余金の配当		△277,887			△277,887
当期純利益		1,133,649			1,133,649
自己株式の取得	△249,734	△249,734			△249,734
自己株式の処分	96,646	140,746			140,746
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			55,814	55,814	55,814
事業年度中の変動額合計	△153,088	746,773	55,814	55,814	802,588
平成27年12月31日残高(千円)	△224,505	10,578,923	347,410	347,410	10,926,333

個別注記表

1．継続企業の前提に関する注記
該当事項はありません。

2．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

① 子会社株式　移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

製品・商品・仕掛品・原材料・貯蔵品　移動平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産
(リース資産を除く)　定率法
ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法を採用しております。
なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産
(リース資産を除く)　定額法
ただし、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産　所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、リース取引開始日が平成20年12月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額により計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

(5) 収益および費用の計上基準

完成工事高および完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

③ ヘッジ方針

金利変動による借入債務の金利負担増大の可能性を減殺するために行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性評価については明らかに高い有効性が認められるため評価を省略しております。

(7) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

3．会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。)および「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の算定方法を変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が263,440千円減少し、利益剰余金が169,550千円増加しております。また、当事業年度の損益に与える影響額は軽微であります。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)
「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年３月26日）を当事業年度より適用しております。
この結果、計算書類への影響はありません。

4．追加情報
(株式給付信託に関する会計処理について)
当社は、従業員の福利厚生の増進および当社の企業価値向上にかかるインセンティブの付与を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引をおこなっております。詳細につきましては、連結注記表の追加情報をご参照ください。

5．貸借対照表に関する注記
（1）有形固定資産の減価償却累計額　5,458,361千円

（2）関係会社に対する金銭債権および債務

短期金銭債権	394,474千円
短期金銭債務	617,030千円

6．損益計算書に関する注記
関係会社との取引高
（1）営業取引による取引高

①売上高	749,332千円
②仕入高	5,760,709千円
③販売費及び一般管理費	47,105千円
（2）営業取引以外の取引高	494,200千円

7．株主資本等変動計算書に関する注記
当事業年度の末日における自己株式の種類および株式数
普通株式　450,519株
普通株式の自己株式のうち、従業員持株会信託口が所有する株式数は402,900株であります。

8．税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払事業税等	10,003千円
賞与引当金	40,894千円
たな卸資産評価減	26,713千円
退職給付引当金	484,033千円
役員退職慰労引当金	30,668千円
投資有価証券評価損	79,196千円
その他	60,063千円
繰延税金資産小計	731,572千円
評価性引当額	△116,227千円
繰延税金資産合計	615,344千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	27,271千円
その他有価証券評価差額金	166,054千円
その他	572千円
繰延税金負債合計	193,898千円
繰延税金資産の純額	421,446千円

(2)法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第９号)および「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第２号)が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6％から平成28年１月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1％に、平成29年１月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は38,849千円減少し、法人税等調整額が55,793千円、その他有価証券評価差額金が16,944千円それぞれ増加しております。

9．リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース取引開始日が平成20年12月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。その内容は以下のとおりであります。

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

該当事項はありません。

② 未経過リース料期末残高相当額

該当事項はありません。

③ 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	1,272千円
減価償却費相当額	1,204千円
支払利息相当額	11千円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 支払利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属　性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)(注４)	科　　目	期末残高(千円)(注４)
子会社	株式会社 山形共和電業	所有 直接 100%	当社製品の製造	原材料の代行購入(注１)	983,119	未収入金	194,220
				製品仕入等(注２)	2,610,614	支払手形	6,480
						買掛金	225,272
						未払費用	8,016
				不動産の賃貸(注３)	90,000	—	—
子会社	株式会社 甲府共和電業	所有 直接 100%	当社製品の製造	原材料の代行購入(注１)	1,245,505	—	—
				製品仕入等(注２)	1,604,851	買掛金	138,886
						未払費用	8,475

取引条件および取引条件の決定方針等

(注１)　原材料の購入を、当社で代行している金額であります。

(注２)　製品仕入等は、市場の実勢価格を勘案して、価格を決定しております。

(注３)　不動産の賃貸は、市場実勢を勘案して、合理的に決定しております。

(注４)　取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

11.　１株当たり情報に関する注記

(1)　１株当たり純資産額　395円76銭

(2)　１株当たり当期純利益　40円85銭

12.　重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年２月12日

株式会社　共　和　電　業
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　真一郎　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　和　哲　夫　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鳥　羽　正　浩　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社共和電業の平成27年１月１日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社共和電業及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年２月12日

株式会社　共　和　電　業
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　真一郎　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　和　哲　夫　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鳥　羽　正　浩　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社共和電業の平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会及びその他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人　新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年２月19日

株式会社　共和電業　監査役会

常勤監査役　五十嵐　卓　哉　㊞

監　査　役　山　下　晴　久　㊞

社外監査役　木　村　眞　一　㊞

社外監査役　山　口　信　也　㊞

以　上

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

当社は、事業基盤強化および将来の事業展開に備えるための内部留保充実をはかるとともに、株主の皆様への安定的かつ業績を反映した適正な利益還元を行うことを基本方針として以下のとおりといたしたいと存じます。

①　配当財産の種類
金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金10円といたしたいと存じます。
なお、配当総額は、280,111,810円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年３月31日といたします。

２．その他剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の事業展開に備えた経営基盤の強化をはかるため、以下のとおりといたしたいと存じます。

①　増加する剰余金の項目およびその額
別途積立金　1,000,000,000円

②　減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金　1,000,000,000円

第２号議案　　定款一部変更の件

１．提案の理由

定款一部変更を提案する理由は次のとおりであります。

（１）監査等委員会設置会社への移行に伴う規定の新設および改廃

取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の強化をはかるとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の健全性と効率性を高めるため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。監査等委員会設置会社に移行することに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

（２）取締役の責任免除に係る規定の新設

取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、また、適切な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、取締役の責任免除に係る規定を新設するものであります。

なお、定款第27条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

（３）単元未満株式についての権利に係る規定の新設

単元未満株式の管理に係るコストを合理的なものとするため、単元未満株式についての権利に係る規定を新設するものであります。

（４）その他

当社における手続等の明確化のため、法令等にて定められている諸事情を明記するなどの変更を行うほか、上記各変更に伴う、条数の変更等所要の変更を行うものです。

2．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案の決議による定款変更の効力は、本総会終結の時をもってその効力が生じるものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総則	第１章　総則
第１条～第３条（条文省略）	第１条～第３条（現行どおり）
（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）　取締役会 （２）　監査役 （３）　監査役会 （４）　会計監査人	（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）　取締役会 （削除） （２）　監査等委員会 （３）　会計監査人
第５条（条文省略）	第５条（現行どおり）
第２章　株式	第２章　株式
第６条～第８条（条文省略）	第６条～第８条（現行どおり）
（新設）	（単元未満株式についての権利） 第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利 （２）会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利 （３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
第９条～第11条（条文省略）	第10条～第12条（現行どおり）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第12条～第15条（条文省略）	第13条～第16条（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（員　数） 第16条　（条文省略）	（員　数） 第17条　（現行どおり）
（新設）	②　前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は３名以上とする。
（選任方法） 第17条　取締役は、株主総会において選任する。	（選任方法） 第18条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
②　（条文省略） ③　（条文省略）	②　（現行どおり） ③　（現行どおり）
（任　期） 第18条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任　期） 第19条　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	②　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	③　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（取締役会の権限） 第19条　取締役会は、法令または本定款に定めある事項のほか、当会社の業務執行を決定する。	（削除）
第20条～第21条（条文省略）	第20条～第21条（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会の招集通知） 第22条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第22条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
②　取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	②　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（新設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第23条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第５項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第23条　（条文省略）	第24条　（現行どおり）
（新設）	（取締役会規則） 第25条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。
（新設）	（報酬等） 第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。
（新設）	（取締役の責任免除） 第27条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

現　行　定　款	変　更　案
（新設）	②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査等委員会
（員　数） 第24条　当会社の監査役は、４名以内とする。	（削除）
（選任方法） 第25条　監査役は株主総会において選任する。 ②　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
（任　期） 第26条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②　補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（常勤の監査役） 第27条　　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削除）
（監査役会の招集通知） 第28条　　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（削除）
（監査役会の決議方法） 第29条　　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
（新設）	（監査等委員会の招集通知） 第28条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新設）	（常勤の監査等委員） 第29条　監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。
（新設）	（監査等委員会規則） 第30条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
第６章　会計監査人 第30条～第31条（条文省略）	第６章　会計監査人 第31条～第32条（現行どおり）
（新設）	（報酬等） 第33条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第７章　計算 第32条～第34条（条文省略）	第７章　計算 第34条～第36条（現行どおり）
（新設）	附則 第１条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、第69期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 第２条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、第69期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる監査役であったものの損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第３号議案　　取締役（監査等委員である取締役を除く）７名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、取締役　星　淑夫、舘野　稔、田中義一、斎藤美雄、庄野誠一、石塚正治、井澤博道、生沼伸夫、石井泰彦の９氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）７名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
1	星（ほし）　淑夫（よしお） (昭和21年10月12日生)	昭和46年４月　当社入社 平成12年１月　当社生産本部生産管理部長 平成15年７月　当社生産本部副本部長兼生産管理部長 平成17年３月　当社取締役生産本部副本部長 平成19年３月　当社取締役経営管理本部長 平成19年７月　当社常務取締役経営管理本部長 平成22年３月　当社専務取締役経営管理本部長兼マーケティング本部長 平成23年３月　当社代表取締役社長 平成27年３月　当社代表取締役会長（現任） 現在に至る	125,900株	な　し

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
2	たての　みのる 舘野　稔 (昭和30年 10月11日生)	昭和53年 4 月　当社入社 平成18年 1 月　当社技術本部特機部長 平成20年 1 月　当社技術本部副本部長兼ユニット開発部長兼先行開発部長 平成21年 3 月　当社取締役技術本部副本部長兼先行開発部長 平成24年 3 月　当社取締役技術本部長 平成26年 3 月　当社常務取締役技術本部長 平成27年 3 月　当社代表取締役社長（現任） 現在に至る	23,500株	な　し
3	たなか　ぎいち 田中　義一 (昭和32年 3月27日生)	昭和55年 4 月　当社入社 平成17年 1 月　当社総務本部人事部長 平成19年 1 月　当社経営管理本部副本部長兼人事部長兼経営企画部長 平成23年 3 月　当社取締役経営管理本部長兼人事部長 平成25年 1 月　当社取締役経営管理本部長兼内部監査室長 平成27年 3 月　当社常務取締役経営管理本部長（現任） 現在に至る 重要な兼職の状況 株式会社　山形共和電業 代表取締役社長	38,100株	な　し

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
4	さいとう　よしお 斎藤　美雄 (昭和34年 3月27日生)	昭和56年 4 月　当社入社 平成19年 1 月　当社内部監査室長 平成20年 3 月　当社常勤監査役 平成25年 1 月　当社理事 海外統括本部長兼海外営業部長 平成25年 3 月　当社取締役海外統括本部長兼海外営業部長 平成28年 1 月　当社取締役海外統括本部長（現任） 現在に至る 重要な兼職の状況 KYOWA DENGYO MALAYSIA SDN.BHD. 取締役社長 KYOWA DENGYO THAILAND CO.,LTD. 取締役社長	19,700株	な　し
5	いがらし　たくや 五十嵐　卓哉 (昭和33年 9月10日生)	昭和56年 4 月　当社入社 平成17年 1 月　当社営業本部販売推進部長 平成21年 1 月　当社営業本部副本部長兼販売支援部長 平成24年 6 月　当社営業戦略室副本部長 平成26年 3 月　当社常勤監査役（現任） 現在に至る	22,800株	な　し

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
6	しょうの　せいいち 庄野　誠一 (昭和35年 2月17日生)	昭和57年４月　当社入社 平成13年１月　当社営業本部西日本営業部豊田営業所長 平成16年１月　当社営業本部西日本営業部次長 平成17年１月　当社営業本部西日本営業部部長兼豊田営業所長 平成21年１月　当社営業本部副本部長兼中日本営業部長 平成22年８月　当社営業本部副本部長兼海外部長 平成25年１月　当社東日本営業本部長代理 平成26年３月　当社取締役東日本営業本部長 平成27年１月　当社取締役東日本営業本部長（国内営業統括） 平成28年１月　当社取締役営業本部長（現任） 現在に至る	15,800株	な　し
7	おいぬま　のぶお 生沼　伸夫 (昭和35年 2月28日生)	昭和57年４月　当社入社 平成20年１月　当社技術本部自動車機器部長 平成23年７月　当社技術本部副本部長 平成27年３月　当社取締役技術本部長（現任） 現在に至る 重要な兼職の状況 株式会社　共和ハイテック 代表取締役社長	13,300株	な　し

第４号議案　　監査等委員である取締役３名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役（以下、監査等委員という）３名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
1	やました　はるひさ 山下　晴久 （昭和25年9月24日生）	昭和49年４月　当社入社 平成16年１月　当社技術本部自動車機器部長 平成18年１月　当社技術本部副本部長兼自動車機器部長 平成21年３月　当社取締役技術本部副本部長 平成25年３月　当社常勤監査役 平成26年３月　当社監査役（現任） 現在に至る	47,800株	な　し
2	いしい　やすひこ 石井　泰彦 （昭和24年1月19日生）	昭和47年４月　株式会社日本興業銀行入行 平成９年５月　同行京都支店長 平成13年６月　同行常任監査役 平成14年４月　株式会社みずほ銀行常任監査役 平成14年９月　みずほヒューマンサービス株式会社代表取締役社長 平成25年４月　独立行政法人土木研究所監事 平成25年６月　日証金信託銀行株式会社監査役 平成27年３月　当社社外取締役（現任） 現在に至る	0株	な　し

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
3	こんた　たかみ 今田　隆美 (昭和25年 5月31日生)	昭和48年 4 月　株式会社山形銀行入行 平成15年 4 月　同行人事部長 平成17年 6 月　同行取締役監査部長 平成20年 6 月　同行常勤監査役 平成27年11月　ミクロン精密株式会社社外監査役（現任） 現在に至る	0株	な　し

（注）1. 石井泰彦氏および今田隆美氏は社外取締役候補者であります。

2. 社外取締役候補者の選任理由は以下のとおりであります。

（1）石井泰彦氏は、金融および企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、平成27年３月に当社独立社外取締役に就任、適切に職務を遂行しております。この実績により今回、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。

（2）今田隆美氏は、金融機関における取締役等を歴任されてきた豊富な経験と知識を有しており、中立・公正な立場から取締役の役割を果たして頂くことが期待できることから今回、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

3. 当社は石井泰彦氏および今田隆美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 当社は、会社法第427条第１項により、取締役（業務執行取締役または支配人その他使用人であるものを除く）との間に当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨の定款変更を提案しております。第２号議案の定款の一部変更が原案どおり承認可決されることを条件として、山下晴久、石井泰彦および今田隆美の３氏が選任された場合、当社は３氏との間で会社法第425条第１項の最低責任限度額を当社に対する責任限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

第５号議案　　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いしたいと存じます。

本選任の効力につきましては、就任前に限り、当社の監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

また、本議案につきましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
1	きむら　しんいち 木村　眞一 (昭和20年 9月3日生)	昭和50年４月　東京弁護士会登録 髙橋法律税務事務所入所 平成16年３月　当社監査役（現任） 現在に至る	0株	な　し

(注) 1. 木村眞一氏は補欠の社外取締役候補者であります。

2. 木村眞一氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、弁護士として専門的な知識と幅広い経験に基づいて、取締役会の意思決定に際してその妥当性・適性性を確保するために有効な助言を頂くためであります。

3. 木村眞一氏が社外取締役に就任した場合、当社は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

4. 当社は、会社法第427条第１項により、取締役（業務執行取締役または支配人その他使用人であるものを除く）との間に当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨の定款変更を提案しております。第２号議案の定款の一部変更が原案どおり承認可決されることを条件として、木村眞一氏が社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第425条第１項の最低責任限度額を当社に対する責任限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

第６号議案　　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は平成19年3月29日開催の第60期定時株主総会において、年額200,000千円以内とご承認をいただき現在に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては現在の取締役の報酬枠を廃止し、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額200,000千円以内と定めることとさせていいただきたいと存じます。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。第２号議案および第３号議案が原案どおり承認可決されますと取締役（監査等委員である取締役を除く）は７名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件といたします。

第７号議案　　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額45,000千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。第２号議案および第４号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第８号議案　　退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます石塚正治、井澤博道の両氏および監査役を退任されます五十嵐卓哉、木村眞一、山口信也の３氏、ならびに第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、監査役を退任されます山下晴久氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたいと存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査等委員である取締役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

なお、本議案のうち退任監査役に係る決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

各氏の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略　　歴
いしづか　まさはる 石塚　正治	平成25年３月　当社取締役　現在に至る
いざわ　ひろみち 井澤　博道	平成26年３月　当社取締役　現在に至る
いがらし　たくや 五十嵐　卓哉	平成26年３月　当社常勤監査役　現在に至る
きむら　しんいち 木村　眞一	平成16年３月　当社監査役　現在に至る
やまぐち　のぶや 山口　信也	平成24年３月　当社監査役　現在に至る
やました　はるひさ 山下　晴久	平成25年３月　当社常勤監査役 平成26年３月　当社監査役　現在に至る

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

場　所：〒182-8520　東京都調布市調布ヶ丘３丁目５番地１
株式会社共和電業　本社会議室
電　話　　（０４２）４８８－１１１１（大代）

交　通：京王線　調布駅下車　徒歩約15分

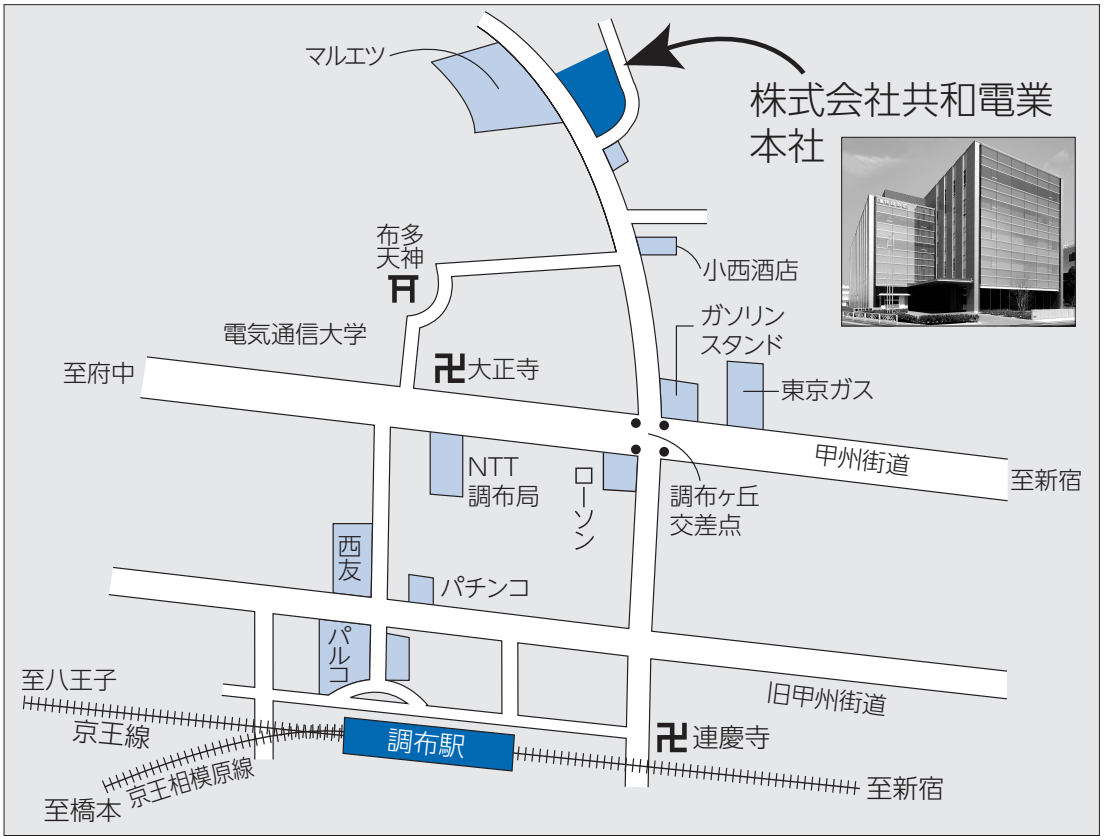

なお、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。

VEGETABLE OIL INK　UD FONT